

## 芦屋市まちづくり支援実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市まちづくり支援要綱（平成18年芦屋市要綱。以下「要綱」という。）第38条の規定に基づき、まちづくり支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(コンサルタントの登録)

第2条 要綱第2条第1号に規定する市長が別に定めるものは、財団法人兵庫県まちづくり技術センターひょうごまちづくりセンターのまちづくり専門家バンクに登録されている者とする。

(コンサルタント選考会)

第3条 市長が派遣するまちづくりアドバイザー及びまちづくりコンサルタントを選考するため、コンサルタント選考会（以下「選考会」という。）を置く。

2 選考会は、要綱第9条の規定により派遣するまちづくりアドバイザー及び要綱第16条の規定により派遣するまちづくりコンサルタントを前条のコンサルタントの登録者の中から選考する。

3 選考会は、技監、都市建設部長、都市建設部参事（道路・公園担当部長）及び都市建設部主幹（まちづくり担当課長）をもって構成する。

4 選考会の庶務は、まちづくり支援を所管する課が処理する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。